

随意契約理由書

工事名：堺泉北港 泉北4区 松ノ浜1号岸壁緊急補修工事

松ノ浜1号岸壁において被覆防食工事に伴う矢板の事前調査を行ったところ、過年度の委託調査時点では発生していなかった腐食孔が多数確認された。更に鋼矢板の肉厚調査を実施したところ、鋼矢板として安全な岸壁利用のための肉厚が不足していることも確認した。

当岸壁はLNGバンカリング施設としても使用している重要施設であり、直ちに機能を回復しなければバンカリング及びその他荷役作業の安全確保等に支障をきたすこととなる。

よって、「客観的理由の急迫を要する場合」とであると判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約を締結するものである。

工事にあたっては、緊急補修工事を行う松ノ浜1号岸壁において現に別途工事を契約しており、施設の損傷状況を熟知し、早急に補修に必要な資機材の手配及び工事着手が可能となる株式会社ユニオンテックと随意契約を締結するものとする。